

# 障害児の放課後児童健全育成（学童保育）に関する調査研究

- 本調査実施に向けての予備調査の概要 -

恒次 欽也\*<sup>1</sup> 森本 尚子\*<sup>2</sup> 日暮 眞\*<sup>2</sup>

要約：

改正児童福祉法において放課後児童健全育成事業（学童保育）は法律上に位置づけられた。インテグレーションからインクルージョンへと障害児環境は変わりつつあり、他方、少子化が進む現今では働く女性の育児・養育環境の整備が必要不可欠である。従ってその一環として放課後児童対策が重視されている。障害児をもつ家族にとっても同様である。障害児の放課後対策は大きな課題であり、何らかの仕組みが必要である。こうしたことを考えていく上では学童保育に対する調査を行うことで実態把握をすすめることが望まれる。われわれはそのためにまず予備調査をおこなった。その結果、障害児学童保育は少数であり、また、受入のための条件整備を進めていく必要性が示唆された。こうした結果に基づき、次年度本調査を行っていききたい。

見出し語：障害児 学童保育 放課後児童健全育成事業 改正児童福祉法

## はじめに：

### 1. 障害児学童保育の背景

現在、全国に 8,605 力所の学童保育所が開かれ、実施市町村数は 1,088 力所（全市町村の 33.4 %）である（平成 9 年 6 月 23 日厚生省児童家庭局全国児童福祉主管課長会議資料）。その内訳は公立公営 4,964 力所（57.7 %）、公立民営 1,743 力所（20.3 %）、民立民営 1,898 力所（22.0 %）（平成 8 年 5 月厚生省育成環境課調査）であるという。また、これまで法律上の位置づけが曖昧だった学童保育は放課後児童健全育成事業として平成 10 年 4 月 1 日施行の改正児童福祉法の中ではじめて法的根拠が与えられることになった。（なお、本論では用語として『学童保育』を用いる）

ところで、障害児の統合保育・教育が進む中で、地域の中で健常児とともに成長していく障害児が増えてきている。こうしたインテグレーション（統合）から現在ではインクルージョン（一体化）へと、障害児・者に対する考え方は変化してきている。他方、女性の社会進出に伴い、共働き家庭が増加している。それにあわせて現在、少子化対策のためのエンゼルプラン緊急保育対策等 5 力年事業が進行中で女性が働きながら子育てのできる環境の整備が行われつつある。エンゼルプランの大きな施策の柱として「放課後児童対策事業（児童クラブ）」は 1999 年までに 9,000 力所に増やす計画が立てられ現在進行中である。さらに、小・中

\* 1 愛知教育大学教育学部特殊教育教室

\* 2 東京家政大学家政学部児童学科

学校においても週休 2 日制が完全実施されることになった。こうした状況において地域に受け入れられ、生活していくために障害児の放課後活動の充実が望まれているといえよう。

### 2. 障害児学童保育の現状

障害児の放課後に関する調査は「障害をもつ子の放課後」実態調査団調査報告書（1996）において詳細な検討が行われている。概要を述べたい。

調査は北海道内の小学校 1 年から中学校 3 年生まで（養護学校小・中学部含む）の障害を有する子どもの親 814 人（回収率 42.1 %）を対象に行われた。

障害児の「放課後の活動」は「家で過ごす」61.1 %（ほか不明 17.0 %、家周辺 6.2 %、友人宅 0.4 %、その他 7.5 %）が多かった。「放課後をともに過ごすことが多い相手」は友人 3.5 %にすぎず、母親 39.7 %、不明 30.6 %、ひとり 13.9 %、きょうだい 7.5 %であった。また、学童保育には児童会館内付設に 0.4 %、学校付設に 0.1 %、民間に 2.7 %が通所しているだけだった。障害児の親達が集まった子育てサークルにも 3.2 %が参加しているにすぎない。このように障害児の放課後活動はかなり貧困である実態が分かった。

さらに、沖縄タイムスの<1998 年 5 月 24 日>朝刊 1 版社会 17 面（日曜日）の「障害児に学童保育を/父母、教師らが「実現する会」/放課後も外で遊びたい」という記事の中で次のような現状が報告されている。

「障害がある児童・生徒が、放課後も同年代の子どもたち

と遊べる。父母らも、安心して外で働ける。そんな環境を実現しようと、県内の障害児の父母や、養護学校の教諭らが集まって98年5月23日、「障害児の学童保育を実現する会」が結成された。会の前身である準備会が四月に行ったアンケートでも、子どもが自宅に閉じこもっている実態が明らかになった。(中略) 障害児の父母314人から回答を得た調査(複数回答)によると、放課後の児童の過ごし方は「自宅」が73.8%と圧倒的に多かった。だれと過ごしているかについては「お母さん」46.5%、「一人」13.1%など。「友達」と答えたのはわずか7.0%で、中には「犬」と答えたものもあったという。この日、那覇市の県女性総合センターであった結成の集いには、県内から約50人が出席。それぞれが自己紹介し、「ずっと母親とべったりだった。子どもにも、友達と遊ばせてあげたい」「安心して働きに出るような環境がぜひ欲しい」といった母親の意見が多く出た。(後略)

こうした実態を踏まえると障害児の放課後生活の充実が望まれることがわかる。

共働き家庭の健常児は従来より学童保育に通所しているか、その他の活動をしていることが多い。障害をもつ子どもたちの学童保育の意義は健常児のそれと変わるところはない。しかし、単なる退屈のぎなどではなく、障害児が学童保育に入ることにはもっと積極的な意義を有している。障害児はその地域で多くの人々の理解と、協力が必要であり、学童保育への参加は障害児の生きている世界を拡大するだけでなく、自然に社会性を促進するだろう。他方、ともに過ごす健常児にとってもさまざまな子どもたちと関わることにより、視野を広め、将来、障害をもつ人たちへ積極的にサポートしていくことや、援助の具体的な方法をまなぶことができるだろう。こうした功利性だけでなく、学童保育の場は社会の縮図であり、そのままその体験が子どもの将来の姿に重なりあう。そして、こうしたことを背景に各地域の学童保育の中には障害児のための学童保育を積極的に推進しているところも多くなっている。しかし、障害児を学童保育に受け入れていくための環境が十分に整備されているといえるだろうか。

### 3. 障害児学童保育への自治体並びに国の対応

全国学童保育連絡協議会(以下協議会)は「学童保育実態調査のまとめ」(1994)を公刊している。これは全国818自治体(回収率83.7%)に1991年から1993年にかけて学童保育のさまざまな側面に関する実態調査を行ったものである。その中で249(29.0%)の自治体が学童保育に障害児を受け入れていると回答している。これについて「自治体の施策が条例や要綱であらかじめ障害のある

子どもの入所を制限する規定を設けているところが多いこと」を指摘している。同調査で障害児を受け入れている自治体の施設数は902カ所、1,437人、自治体の加算は56(市町村全体の23.5%)、指導員の加配は81(同33.2%)であり、受け入れていても予算や人的な援助はあまり行われていない(なお、本実態調査は1998年に再調査が行われているのでいずれ最近の状況が把握できるだろう)。また、現在、障害児を受け入れるための要綱等を持つ自治体がいくつかある。協議会編の「地方版エンゼルプラン 学童保育の都道府県施策」(1995)によると、埼玉県では「埼玉県養護学校放課後児童対策事業費補助金交付要綱」が定められており、加配、加算の基準が明記されている(指導員の人件費と賠償責任保険料を県と市町村で重度障害児1人あたり月額4万600円、中軽度は2万300円補助している。)しかし、これらはいまだ少数の市町村にとどまっているのであって、障害児を受け入れるために各学童保育所の個々の自助努力が必要となっている。

同じ都道府県内の自治体間の違いについて大阪府を例に取り上げたい。

大阪の学童保育 1998年度第24集 - 資料集 - (大阪学童保育連絡協議会)に「大阪府下市町村障害児の入所状況」がまとめられている。これには各市の障害児入所数、加配、指導員の配置基準、障害児の受け入れ基準、指導員の身分・労働条件、研修の状況が一覧表になっている。(同報告書 p.25 資料V)この表を見ると、加配はなしから重度は1:1までなどかなり自治体間の差がみられる。この違いは財政状況、障害児の多少、保護者や学童保育所の行政への働きかけの違い、行政の障害児への理解度など、さまざまな理由があつてのことと思われる。また、府の対応をみると1998年度から大阪府単独制度「障害児受入奨励特別加算」制度が創設されている。これは障害児を受け入れるクラブを運営する市町村に対し、専任指導員配置のための加算制度で、一カ所に4人の障害児を受け入れている場合に1,118,000円の1/2補助である。これについて同会は「指導員一人分の人件費にすら及ばない」「実際には活用しにくい制度」である等の指摘をしている。市(区)町村を援助する都道府県のあり方もまた大きな影響を与えることが推測できるだろう。

今回の改正児童福祉法により学童保育は厚生省児童家庭局長通知と育成環境課長通知により具体的な運営等の指針が示されている。局長通知は「放

課後児童健全育成事業（学童保育）実施要綱」（1998）に「本事業の対象は、法（児童福祉法）第六条の2第六項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年に就学している児童であり、その他健全育成上指導を要する児童も加えることができるものであること」としている。そして、同省同局育成環境課長通知（1998）「放課後児童健全育成事業の実施について」は「本事業の対象児童に「その他健全育成上指導を要する児童も加えることができる」とは、一部に10歳を超える放課後児童も含まれること、

盲・聾・養護学校小学部1～3年に就学している放課後児童も、当該児童の状況に応じて対象児童となりうることをいうこと」と規定している。なお、重度の子どもは通園施設を利用するなど他の方法で対応することが望ましいという考えを示している（厚生省全国児童福祉主管課長会議報告書質疑応答）。また、補助金交付要綱の別表には障害児加算について触れられていない。つまり、今回の法改正では障害児が学童保育の対象であることを公式に認めてはいるものの、障害児に関する加配や加算は認められていない。このために協議会は厚生省への要望書（1998）の中で「4 障害児受け入れのための人件費（加算分）を予算化すること」を求めている。

#### 4．障害児のための学童保育

ところで、これまで述べてきた障害児の学童保育は従来の学童保育に障害児が参加するというものである。しかし、障害児の学童保育の中には「障害児のための学童保育」があり、これは障害児を主な対象としている。障害児をもつ親や指導員などを中心にして設立されることが多い。これにあたるものはほとんどが民立民営であって、たとえば北海道札幌市内「障害児に学童保育を保障する会”いきいき”」、茨城県つくば市内「ポランの広場」（1994 つくば市障害児の放課後等支援事業の補助）、栃木県栃木市内「とちぎ障害児者生活支援センター・オープンハウスたんぽぽ」（障害児「放課後クラブ」7名月額5千円）（毎日新聞栃木版 1998.1.12）、東京都昭島市内「くるみの木」、新潟県内「ろう重複障害児学童クラブキャッチホン」、東京都調布市内「クレヨン・キッズ」、東京都町田市内「つくしんぼ」などがある。その数は不明だが全国各地に同様の障害児学童保育があるものと思われる。東京都には「障害児の放課後生活を保障する都内団体連絡会（放課後連）」があり、学習集会なども行われている（第4回 1998

年6月）が全国的にはこうしたものはあまりないようである。

1998年5月24日（日）付け琉球新報に「学童保育、障害児にも」という記事が掲載され、その中で「「障害児の学童保育を実現する会」が目標とするのは、既存の学童保育所に措置するための財政及び人的保障と、障害児独自の学童保育所の設置（下線著者）の二点。」であるという。このように障害児の学童保育には既存の学童保育に障害児が参加する形のものとは障害児を中心にしたものが望まれている。これは既存の学童保育のあり方や方針（自治体が望まない場合もある）、おかれている状況などが障害児の受け入れを困難にしているためであろう。

豊橋・どろんこクラブ（1998）の報告書「障害児と共に - 豊橋・どろんこクラブの報告 - 」の中で同クラブを一時閉所するほどの苦労を重ねながら障害児も含めた運営の困難さが報告されている。父母会・豊橋学童保育連絡協議会の支援を受けながら再建していく様子が詳細に記述されていて他の障害児を受け入れていく学童保育にとっても大きな参考資料になるだろう。いいかえると、障害児を持つ親達にとっても通常の学童保育の中で自分の子どもがやっていけるか不安であり、受け入れが悪いくらいならば障害児のための学童保育を望むのも無理のないところかもしれない。学童保育運営上の父母会と指導員の役割が大きいことを推測させる。

#### 5．研究計画と目的

本研究の目的は

1) どの地域でも障害児を受け入れられるような学童保育をすすめていくにはどのようなことが必要なのか、また学童保育所の運営や保育のあり方はどのようなものであるのかといった全国各地の学童保育所への障害児学童保育の調査を行うことにより、その実態を知ると共に必要な条件整備に関する検討を行っていくことである。

2) 一連の調査をとおして障害児の放課後を有意義にしていくためにどのような行政的方策がたえられるか検討していきたい。

今回は、上記の目的を達成するための予備調査を行った。この結果に基づき本調査を行っていききたい。

#### ．方法

##### 1．調査項目

1) 質問項目としては、1) 学童保育の運営主体<公立、委託、民間など>、2) 障害児の受け入れ状況、3) 受け入れのための留意点、4) 受け入れている場合の状況<良い点、困る点、他児との関係>、5) 必要な条件整備(施設、人員<資格>、費用、安全<保険>、その他)、6) 職員研修、7) 受け入れていない場合の理由、8) 保護者との連携、9) 行政の対応や行政への要望(現行小学校1年から3年までを延長する場合の市町村の援助など)、その他、である。

## 2. 調査方法

全国の学童保育所から都道府県などを考慮して210カ所を選んだ。調査票を郵送により配布、回収した。実施時期は1998年12月下旬発送し、1999年1月8日までとした。その結果14カ所は宛先不明、回収数54施設であり、実質回収率は27.6%であった。回収率が低くなった理由は実施時期が年末年始になったこと、行政との関係により回答する立場にないとする施設がみられたこと、障害児を受け入れていない施設は回答しにくかったこと、郵送法であったことなどが考えられる。したがって、今回の結果は参考資料にとどまることになったが、本調査に向けての予行演習としては大いに参考になった。

## 結果及び考察

### 1. 学童保育全般のようす

設立・運営主体は「公立・公営(14カ所)」25.9%、「公立・民間(15)」27.8%、「私立・民間(17)」31.5%、「その他(8)」14.8%であった。「はじめに」で述べた配分よりも公立・公営が少ない。

常勤指導員は51カ所平均1.9人±.9(0人1カ所)、非常勤指導員35カ所平均2.1人±1.8(0人1カ所、不明18カ所)であった。常勤のいない施設は1カ所のみである。ボランティア参加2カ所(0人5カ所、不明47カ所)、保護者参加2カ所(0人5カ所、不明47カ所)であった。障害児を受け入れるにはボランティアが不可欠であると思われるので今後の課題になるだろう。

入所定員平均41.2人±12.8(決まっていない24カ所)、現員平均31.4人±15.0で、定員よりも少な目であるが、定員が決まっていないという施設が半数近いのは意外な結果であった。

通所障害児数平均1.7人±.8である(13カ所)。障害児の通所は「通所していない(18)」34.0%、「かつて通っていた(22)」41.5%、「通所し

ている(13)」24.5%であり、はじめに述べたように自治体レベルの障害児受入状況は29.0%であり、おおむねこの程度ではないかと思われる。

### 2. かつて障害児が通所していた施設

現在は通所していない理由は「障害児がいない(15)」71.4%、「余裕がない(4)」19.0%、「その他(2)」9.5%であり、対象児がいないことが主たる理由である。

今後の受入は「自治体の要綱による(1)」5.9%、「加配・加算による(6)」35.3%、「要望があれば(4)」23.5%、「自治体の理解が得られない(1)」5.9%、「その他(5)」29.4%であるが、上で対象児がいないことを理由にしていればいたで要望だけで受け入れる施設は多くない。その他の内訳は「障害の程度による(2)」、「父母と相談して」、「状況によって(2)」であった。

### 3. 受け入れていない施設

受け入れない理由では「要綱がない(2)」9.1%、「要綱で禁止(0)」、「要望がない(10)」45.5%、「受入困難(9)」36.4%、「別の施設がよい(1)」4.5%、「その他(1)」4.5%であり、要望がないのが最大の理由になっている。

今後の受入は「要綱次第で受入(5)」25.0%、「加配・加算があれば受入(9)」42.9%、「対象児がいれば受入(5)」25.0%、「自治体の理解がなく困難(2)」10.0%、「今後も受入予定なし(2)」10.0%で受け入れないのは20.0%で何らかの条件を整えば受入でも良いことが分かった。

### 4. 現在通所している施設

現在、障害児が通所している施設では加算は「自治体加算あり(2)」16.7%、「施設独自加算あり(1)」8.3%でほとんど加算されていない。

「障害児入所の条例・要綱あり(1)」7.7%ということで障害児受入のための自治体レベルの法的な根拠はほとんど整備されていなかった。

指導員の加配では「自治体加配あり(5)」38.5%、「施設独自加配あり(1)」7.7%、「加配なし(5)」38.5%、「加配その他(2)」15.4%で半数近くが加配している。加算よりも加配の方が先行しているといえる。

障害児の内訳(MA)は知的障害児7カ所、学習障害児1カ所、肢体不自由児1カ所、ダウン症児4カ所、言語障害児1カ所、自閉症児4カ所それぞれ受け入れられていた。

保険には「強制加入(1)」8.3%、「特に定めなし(10)」83.3%であった。

職員研修は「している(6)」45.5%内「障害

児のための研修(2)」18.2%、障害児保育プログラム「特に決めていない(10)」83.3%、受入マニュアル「作成中・検討中(1)」7.7%、「作成していない(12)」92.3%であり、障害児を受け入れるためのソフト面の整備の立ち後れが認められる。

他方、ハード面でも施設整備は「トイレ(2)」18.2%、「出入り口(1)」9.1%、「階段の工夫(0)」、「休息・静養所(0)」で、施設整備を必要とする障害児は受入れられないと推測できる。

#### 5. 予備調査の結果から

予備調査の結果から学童保育所は障害児の問題に関心がないわけではないが、しかし、それよりも法改正に伴う市町村条例や要綱、民間から公立への移行、学童保育所そのものの位置づけ、あり方、指導員制度等の課題が山積しており、これらの問題への関心や対応に追われているのが現状のようである。これを裏付けるのは今回、本報告には載せていないが、学童保育の問題等に関する自由記述を求めた項目にもっとも多く記述がみられたことから明らかである。

しかし、障害児本人はもちろん、親達にとっても学童保育は重要なものであることに変わりはない。既成の学童保育所が障害児受入に消極的になれば障害児のための学童保育所の動きを加速することになるが、選択の幅を拡げるかもしれないが、はたしてこのことが双方にとって実りのあるものが注意深く見守っていく必要があるだろう。こうした観点からも学童保育に障害児が受け入れられる行政上の制度の整備が求められるだろう。

#### ・今後の課題

今回の予備調査により、調査対象、質問項目等に問題点が多く見られた。

たとえば質問が難しいものもあったようでこれはまだ各学童保育所のスタッフに改正児童福祉法や関連法規、通知等が周知していないためのものである。

次年度以降、さらに、次のようなことを検討していきたい。

1. 本調査 今回の予備調査を参考にして学童保育所へ調査を実施したい。

2. 障害児のための学童保育に関する保護者への調査 親の認識やニーズを調べるためにこれの一部も質問票に取り入れたい。対象は知的障害児、盲・聾学校の養護学校小学部、小学校特殊学級に

通学する児の親へのアンケート調査であり、放課後や休日の過ごし方、学童保育の利用状況、利用している場合の内容、満足度、要望、費用、利用していない場合、学童保育を知らない、受け入れてもらえない、受け入れてもらいたい、近くにならないなどの理由や要望他などである。

3. 現在、障害児を受け入れている学童保育所の実態調査 障害児を積極的に受け入れている学童保育所や障害児のための学童保育所への聴きとり調査を行う。調査内容は運営状況、具体的に障害児を受け入れ、運営していくための方法、行政との関係、職員研修体制<障害児理解の為など>、将来構想、要望、入所後のケア、保護者との関係、学童保育内容などである。

4. 市(区)町村<政令都市、中核都市、その他>行政の障害児学童保育への実態調査 主な市(区)町村の児童福祉法改正後の学童保育への対応と、障害児受け入れに関する状況調査のアンケート調査を行う。また、地方版エンゼルプランとの関係や援助の方式についても調査を実施する。今回は施設に予備調査を実施したが行政の施策、方針が影響していると思われることからなるべく多様な市町村に実施したい。なお、都道府県の対応に関しても調査したい。

5. 最終年度には「障害児学童保育運営指針」「障害児学童保育最低基準」の骨格を提案することである。

謝辞：本研究の実施にあたり、東京家政大学の安藤厚子氏に多大なご協力を得た。謝意を表したい。

#### 参考文献・引用文献

1) 築山崇;黒田学編 『放課後の遊びと生活づくり - 子どもと父母のアンケートから』 萌文社 1998.

2) 藤本文朗;津止正敏編 『放課後の障害児 - 障害者の社会教育』 青木書店 1988.

3) 藤本文朗;三島敏男;津止正敏編 『学校五日制と障害児の発達 - 子ども・学校・地域づくり』 かもがわ出版 1992.

4) 法制化のもとで指導員の専門性を考えるシンポジウム 同シンポジウム実行委員会刊 大阪学童保育連絡協議会 1998.

5) 児童館・学童保育 21世紀委員会編 『児童館

- ・学童保育と子ども最優先 - 子どもの権利条約と学校五日制』 萌文社 1996
- 6) 児童館・学童保育 21 世紀委員会編 21 世紀の児童館・学童保育 児童館・学童保育と共生のまち・「まち探険」からまちづくりへ 萌文社 1997.
- 7) 柏女霊峰編 改正児童福祉法のすべて 児童福祉法改正資料集 別冊発達 23 ミネルヴァ書房
- 8) 松本伊智朗;佐藤満;二通諭 " 障害をもつ子の放課後 " 実態調査団報告書 この声が聞こえますか 障害をもつ子の親達 814 人の叫びとささやき " 障害をもつ子の放課後 " 実態調査団刊 1996.
- 9) 茂木俊彦;田中島晁子編 『学童保育と障害児』 一声社 1989.
- 10) 村山士郎編 シリーズ学童保育 第 1 巻 子どもたちの居場所【総論】 大月書店 1998.
- 11) 村山士郎 『私の学童保育論』 桐書房 1998.
- 12) 名古屋市学童保育連絡協議会 子どもが求める学童保育アンケート 集計結果 名古屋市学童保育連絡協議会 1998.
- 13) 小木美代子;須藤敏昭;野本三吉;川上清文;児童館・学童保育 21 世紀委員会ほか編著 『児童館・学童保育と居場所づくり - 子どもの生活に躍動と癒しの拠点を』 萌文社 1995.
- 14) 大阪学童保育連絡協議会編 大阪の学童保育 第 24 集 資料集 1998 年版 大阪学童保育連絡協議会編刊 1998.
- 15) 大阪保育研究所 大阪保育研究所シリーズ 学童保育指導実践 大阪保育研究所刊 1998.
- 16) 大阪保育研究所 学童保育条例試案と解説 大阪保育研究所編 大阪学童保育連絡協議会 1998.
- 17) 障害児の放課後生活を保障する都内団体連絡会編 第 4 回放課後連学習集会報告集 - 障害をもつ子どもたちの放課後や地域での生活を豊かに 障害児の放課後生活を保障する都内団体連絡会編刊 1998.
- 18) 豊橋学童保育連絡協議会羽根井花田どろんこクラブ 障害児と共に - 豊橋・どろんこクラブの報告 - 障害児たちにも生き生きした放課後を 豊橋学童保育連絡協議会羽根井花田どろんこクラブ 1998.
- 19) 横浜学童保育連絡協議会編 横浜の学童保育運動 1998 年度定期総会議案 「留守家庭の子どもに、今こそ学童保育を！」同 別冊・付属資料集 横浜学童保育連絡協議会 1998.
- 20) 全国学童保育連絡協議会編 学童保育 実態調査のまとめ 全国学童保育連絡協議会編刊 1994.
- 21) 全国学童保育連絡協議会編 地方版エンゼルプラン 学童保育の都道府県施策 全国学童保育連絡協議会編刊 1995.
- 22) 全国学童保育連絡協議会編 学童保育の法制化 Q & A 全国学童保育連絡協議会編刊 1997.
- 23) 全国学童保育連絡協議会編 『240 万家族のいま・未来 - 働きながら子育てする』 一声社 1997.
- 24) 全国学童保育連絡協議会編 学童保育の法制化 - 国会審議記録 全国学童保育連絡協議会編刊 1997.
- 25) 全国学童保育連絡協議会編 新版 学童保育のハンドブック 一声社 1998.
- 26) 全国学童保育連絡協議会編 第 33 回全国学童保育研究集会資料 全国学童保育連絡協議会 1998.
- 27) 全国学童保育連絡協議会編 放課後児童健全育成事業 (学童保育) 実施要綱と補助金 - 解説と資料 - 全国学童保育連絡協議会編刊 1998.